

## 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を 求める意見書

我が国のリサイクル法に先駆けて、平成7年に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）が制定され、循環型社会に向けて足を踏み出しました。しかし、この法律が施行されてから10年以上が経過した現在においても、大量生産・大量消費・大量リサイクルの社会から脱していません。

リサイクルは、処理費用の多くを占める分別収集や選別保管などを自治体の負担で実施することとされており、事業者の負担が小さいことから、上位法である循環型社会形成推進基本法における3Rの優先順位に反して優先されている現状にあります。このような中、家庭から出されるごみの総排出量の減量は不十分であり、環境に良いリユース容器は減少し、さらには、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使用されているのが実態です。

また、他のリサイクル法とは異なり、容器包装リサイクル法には消費者の経費負担に係る規定がなく、消費者、事業者、自治体間での役割分担が明確化されていないため、事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担の在り方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を軽減することは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、国におかれましては、一日も早く持続可能な社会へと転換を図るため、下記のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定するなど、適切な措置を講じるよう強く要望します。

### 記

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校給食で提供する牛乳のびんへの転換などが促進されるよう様々な環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月12日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣